

小樽市葬斎場控室使用料等の紛失について

この度、本市葬斎場において、事務室に保管していた現金を紛失いたしましたので御報告いたします。

葬斎場では、御親族がお休みになる控室使用料などの現金を受領し、平日は、事務室にある手提げ金庫で一時保管したのち、当日の納付業務終了後、毎日、最寄の郵便局に入金しておりますが、土日など、当日入金出来ない場合は、事務室に設置している大型の耐火金庫で、現金を手提げ金庫に入れた状態で保管しております。

この度、2月22日（土）から23日（日）の2日分の使用料計17万6,500円について、友引明けの2月25日（火）に耐火金庫から出した手提げ金庫の中を確認したところ、現金の紛失が判明したものであります。

■紛失金額	2月22日（土）分	40,500円（控室使用料3件）
	23日（日）分	136,000円（控室使用料7件、火葬炉使用料1件）
	合計	176,500円

■事務室の状況及び使用料の取扱い

使用料は、事務室において、場長と事務補助員が徴収を行っております。

現金は、土日や祝日など郵便局が休業の場合は、直近の営業日に入金するまで、袋に入れた状態で手提げ金庫に一旦保管し、その日の徴収業務を終えた後に、耐火金庫に収納し施錠しますが、手提げ金庫に施錠はしておりませんでした。

■経過

- 2月23日（日）勤務日：場長等5名勤務（事務補助員は勤務なし）、火葬件数8件
- 9時 場長、前日分の使用料40,500円が手提げ金庫にあることを確認
- 12時 場長、当日分の使用料136,000円を手提げ金庫に入金
合計176,500円が手提げ金庫にあることを確認
その他、つり銭2万円があることも確認（金庫は無施錠）
場長トイレのため3～4分離席、事務室は無人状態
- 12時15分頃 場長、手提げ金庫の中を確認せず耐火金庫へしまい施錠
- 2月24日（月・祝・友引）休場日（機械警備稼働、侵入通報等なし）
- 16時～16時30分 場長、事務作業のため来場
- 2月25日（火）勤務日：場長、事務補助員等7名勤務、火葬件数8件
- 9時20分 事務補助員、手さげ金庫を耐火金庫から取り出す
- 11時30分 事務補助員、22日（土）～23日（日）分の使用料176,500円が入った袋ごと無くなっていることに気付く（つり銭2万円は残っていた）
- 11時30分～14時 事務室内及び場内を探すも見つからず
- 17時50分 小樽警察署へ被害報告、19時より実況見分及び現場検証実施

■再発防止策

- ・事務室が無人になるような場合は、必ず事務室に施錠してから離席する。
- ・手提げ金庫は都度施錠し、専用の保管場所に入れて都度施錠する。
- ・耐火金庫にしまう前には、必ず手提げ金庫の中の金額を確認する。
- ・前日分の入金は、必ず朝一番に確認する。